

## 参考資料

### 1. 計画策定に向けた協議の経緯

#### □（令和5年6月20日）令和5年度 第1回 中土佐町地域公共交通会議

報告1：中土佐町内の路線バスに関する報告  
報告2：中土佐町コミュニティバスに関する報告  
報告3：バスパス事業へのマイナンバーカードの活用  
協議1：中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）に係る評価指標の検証  
協議2：中土佐町地域公共交通網形成計画（現地域公共交通計画）に係る取り組み  
協議3：中土佐町コミュニティバスの再編について  
協議4：中土佐町生活交通確保維持改善計画について  
協議5：中土佐町地域公共交通計画の策定について  
その他1：今年度の事業推進について  
その他2：本町の公共交通について

#### □（令和5年11月21日）令和5年度 第2回 中土佐町地域公共交通会議

報告1：中土佐町内の路線バスに関する報告  
報告2：中土佐町コミュニティバスに関する報告  
報告3：バスパス事業へのマイナンバーカードの活用  
協議1：中土佐町地域公共交通計画に係る調査及びとりまとめ方針について  
・地域の人口推移  
・住民アンケート調査  
・通学に関するアンケート調査  
・バス利用者の意向調査  
・地区別意見交換  
・関係者ヒアリング  
・計画のとりまとめ方針

#### □（令和6年2月6日）令和5年度 第4回 中土佐町地域公共交通会議

協議1：中土佐町地域公共交通計画（素案）について  
その他1：今後のスケジュールについて

#### □ 中土佐町地域公共交通計画（案）のパブリックコメント実施

・実施期間：令和6年2月14日～2月28日

#### □（令和6年3月12日）令和5年度 第5回 中土佐町地域公共交通会議

報告1：中土佐町地域公共交通計画案に対するパブリックコメントの結果  
協議1：中土佐町地域公共交通計画の策定について

## 2. 中土佐町地域公共交通会議設置要綱

### 中土佐町地域公共交通会議設置要綱

平成 19 年 12 月 27 日

告示第 31 号

(目的)

第 1 条 中土佐町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び地域公共交通確保維持改善事業に関する事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(位置付け)

第 2 条 交通会議は、高知県地域交通協議会の高陵ブロック会及び高幡西部ブロック会の分科会としての位置付けを有する。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事項
- (4) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(構成員)

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 中土佐町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人高知県バス協会
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 高知運輸支局長又はその指名する者
- (7) 高知県須崎土木事務所長又はその指名する者
- (8) 高知県警察本部須崎警察署長又はその指名する者
- (9) (2)の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 前項第 5 号及び第 8 号に掲げる者の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

第 5 条 交通会議に会長を 1 名置き、前条第 1 項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により交通会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告しなければならない。
- 4 前項の規定により代理の者を交通会議に出席させたときは、その代理の者の出席をもって当該委員が出席したものとみなす。
- 5 交通会議の議決は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、資料を提出させ、又は、交通会議に出席させ、助言等を求めることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(幹事会)

第7条 交通会議は、その運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会は、第4条に定める構成員のうち、交通会議が必要と認めた者によって構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者から意見を聴くことができる。

(協議結果の取り扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務、窓口)

第9条 交通会議の庶務は、中土佐町まちづくり課において処理する。

- 2 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、中土佐町まちづくり課に連絡・通報窓口を設置する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第29号)

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附 則(平成30年6月15日告示第72号)

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

附 則(令和2年12月21日告示第121号)

この告示は、令和3年1月12日から施行する。

附 則(令和2年12月25日告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

### 3. 中土佐町地域公共交通会議委員名簿

構成員	氏名	所属・役職
中土佐町長又はその指名する者	池田 洋光	中土佐町長
一般乗合旅客自動車運送事業者	戸田 政克	高知高陵交通（株） 代表取締役社長
	吉岡 真佐人	（株）四万十交通 代表取締役
一般乗用旅客自動車運送事業者	岡 幸正	（有）中土佐ハイヤー 取締役
一般社団法人高知県バス協会	松山 明夫	（社）高知県バス協会 専務理事
住民又は利用者の代表	井上 利彦	中土佐町久礼地区利用者
	吉原 恵子	中土佐町上ノ加江地区利用者
	中沢 孝子	中土佐町矢井賀地区利用者
	井口 和香子	中土佐町大野見地区利用者
	北島 静	中土佐町大野見地区利用者
高知運輸支局長又はその指名する者	山本 圭	四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官
	宮野 広至	四国運輸局 高知運輸支局 首席運輸企画専門官
高知県須崎土木事務所長又はその指名する者	佐野 幸一郎	高知県須崎土木事務所 維持管理課長
高知県警察本部須崎警察署長又はその指名する者	楠永 晋也	高知県警察本部 須崎警察署 交通課長
その他交通会議が必要と認める者	横山 厚史	高知県中山間振興・交通部 交通運輸政策課 チーフ
	坂井 貞嗣	中土佐町社会福祉協議会